

実現化の方策

第6章 実現化の方策

1. 戸田市都市マスタープランに基づくまちづくり

(1) 重点的な取り組み

都市マスタープランの実行性を高めるため、重点的に推進を図るべき施策を位置づけます。重点的施策の実施については、都市マスタープランに基づいて、時代の状況等にあわせて柔軟に行うものとします。

① 水と緑のネットワーク

水と緑のネットワーク形成プロジェクトは、地域の多様な関係主体の参加によって、河川流域の自然を再生し、多種多様な動植物の生育・生息できる場をつくとともに、道路、公園をはじめとした公共施設、民有地等との連携により、水と緑のネットワークの形成を図ることを目的として展開していきます。

以上から、重点地区の一つとして「彩湖・道満グリーンパーク・美女木地区」を位置づけ、今後、多様な関係主体の参加のもとで、施策や事業を進めます。

② ユニバーサルデザインの都市づくり

高齢者や障がい者などあらゆる人が住み慣れた地域で、安心・安全・便利に活動できる暮らしやすいまちの実現を目指して、ユニバーサルデザインの考え方に基づく都市づくりを推進します。

- ア) 鉄道や幹線道路による地域分断などの地域特性を考慮しながら、鉄道駅周辺をはじめとして、だれもが円滑に移動できるまちを目指します。
- イ) 生活道路の整備や歩行者ネットワークの形成など生活利便性の向上を図ります。
- ウ) 公共施設だけのユニバーサルデザインにとどまらず、市内をネットワークするユニバーサルデザイン空間の形成や民間の建築物における整備の促進を図ります。
- エ) 物的な対応だけでなく、まちに暮らす人たちがお互いに思いやりを持って助け合えるような「心のバリアフリー化」も進めます。

③ 歩行者・自転車ネットワークの形成

人と環境にやさしい都市の実現に向け、歩行者や自転車が通行しやすい環境整備を進めます。

ネットワークの形成にあたっては、都市活動の軸となる市内幹線道路や地域の生活に密着した生活圈構成軸を中心に、交通量や道路幅員などの現状把握とともに、利用実態やニーズ等を認識し、整備の可能性やその緊急性、整備効果等を総合的に評価して整備路線を選定し、優先度の高い路線から整備を進めます。

なお、ネットワークの形成には、快適な移動空間を継続して確保するため、ハード面の整備とともに、特に安全性の観点からルール遵守や思いやりの精神など市民や事業者など利用者への啓発が重要であることから、関係する機関や団体等との横断的連携を図りながら推進します。

④ 戸田市都市計画防災方針の推進

平成22年度に本市における都市防災性能の評価を行った結果、都市基盤整備を行う必要性のある地区は見られませんでした。しかし、一部では「火災延焼拡大の危険性を防止する必要がある地区」や「避難路の安全性を確保する必要がある地区」等があるため、防火・準防火地域の指定について検討を進めます。

頻発化する集中豪雨による内水（浸水）氾濫など、水害面での課題も多く、今後も都市防災対策を重点的に取り組んでいくことが求められています。

そのため、「戸田市都市計画防災方針」に基づいて、都市計画の観点から、大規模地震等による火災や水害等の被害を最小限に抑えることで、安全安心な都市づくりを推進します。

⑤ まちづくり推進のための新たな支援制度の検討

都市マスタープランを十分機能させていくため、これらの既存制度の活用だけでなく、市民によるまちづくりの醸成を図るとともに、市民が積極的にまちづくりに取り組む地区まちづくりを促進するため、まちづくりの情報の共有化や地区まちづくり組織への支援を行う「(仮称)まちづくりセンター」の設置を検討します。

また、住宅地と工業地、住宅地と商業地とが混在するエリアでの土地利用転換にあたっては、土地利用を誘導するための土地利用調整システムについても検討します。

⑥ 段階的整備のあり方を示す市街地整備基本計画の策定検討

現在、市が中心となってまちづくりを重点的に進めている地区として、土地区画整理事業が実施されていない地区、駅周辺地区や未整備都市計画道路などがあり、一定の基盤整備水準確保を目指してまちづくりに取り組んでいます。

まちづくりは、地区の状況により段階的に取り組むものです。その要因として、整備の必要性や緊急性の高さ、公的投資の可能性、地区住民の熟度の4つが重要となります。

基盤未整備地区は、整備水準是正の観点から、これまで優先して整備してきましたが、戸田公園駅周辺など土地区画整理事業が施行済みの地区においても、社会状況の変化に伴って、地区住民等の意向や地域特性にあった柔軟で多様なまちづくり手法を検討するとともに、限られた財源状況を勘案し、計画的かつ効率的な市街地整備のあり方があらためて求められるようになってきています。

そのため、段階的な市街地の整備のあり方を示す「市街地整備基本計画」の策定を検討します。

(2) 基本的な取り組み

① 都市マスタープランに沿った都市計画の見直し

道路や公園などの都市施設や、用途地域、防火・準防火地域、高度地区などの地域地区については、都市マスタープランに沿いながら、必要に応じて、都市計画の見直しを行うこととします。

② 「戸田市都市マスタープラン推進計画（事業進行管理編）」に基づく計画的なまちづくり

本市では、都市マスタープランに基づいた計画的なまちづくりを推進するため、「戸田市都市マスタープラン推進計画（事業進行管理編）」を定め、定期的な見直しの仕組みによる事業推進を図っています。

今後は、「戸田市都市マスタープラン推進計画（事業進行管理編）」の内容について、拡充を図りながら、一層計画的な管理運営を進めていきます。

③ 詳細な整備計画の策定によるまちづくり

まちづくりには、全市的に取り組む方法と、地域あるいはさらに小さな単位の地区といった特定の地域地区で取り組む方法の2つがあります。前者は、主に都市マスタープラン全体構想に基づく方法であり、後者は、都市マスタープラン地域別構想に基づく方法です。

都市マスタープランは都市計画に関する基本的な方針を定めたものであり、その内容を具現化していくためには、2つのいずれの取り組み方法においても、より詳細な整備計画を検討する必要があります。

全市的取り組みとしては、全体構想の部門別整備方針に沿って、より具体的な整備のあり方を示す部門別計画が必要であり、これまで「戸田市住宅マスタープラン」や「戸田市緑の基本計画」などが策定されています。今後は、交通等の各部門別計画を逐次充実していきます。

また、都市構造形成の上で重要な拠点や軸、あるいは地区住民のまちづくり機運が高い地区など、地域別構想を具現化していく必要がある地区については、地区住民等の参加による「戸田市都市まちづくり推進条例」等に基づく地区まちづくりを進めます。

④ 補助事業の活用と市独自の事業や制度の創設

事業化にあたっては、限られた財源を有効に活かすためにも、国・県等の補助事業やモデル事業を活用し、事業効果を十分考慮して、計画的に実施します。

また、本市の特性を活かした整備を行うため、必要に応じて市独自の事業や制度の創設も検討していきます。

2. 計画推進のためのしくみづくり

(1) 市民参加型のまちづくりの推進

一般に、まちづくりは市だけで進められるものではなく、市民、事業者、市が共通の課題認識とまちづくりの目標を持ち、それぞれの役割を適切に分担しながら推進していくことが必要です。そのため、公共施設整備に併せた周辺の民間施設整備、さらには公園・緑地や環境空間等の整備・活用・管理などにおいて、市民と事業者と市の協働によるまちづくりを推進します。

また、これからのまちづくりは、地区住民等の熟度が今まで以上に重視されることとなります。そのため、市では、「戸田市都市まちづくり推進条例」や「戸田市都市景観条例」を定めており、これらの条例に基づいて活動する「地区まちづくり推進団体」や「景観づくり協議会」等に対する情報提供やまちづくりコンサルタントの派遣など様々な支援を行うことで、市民のまちづくり提案や市民発意による活動を促進します。

さらに、地区において、住民が主体となって地区のまちづくりに取り組む機運を醸成するため、まちづくりに関する情報提供や活動の支援などを積極的に行い、条例に基づく組織の設立や地区まちづくり計画の策定などへ繋げていきます。

(2) 総合的なまちづくりのための推進体制の確立

① 庁内の横断的連携

近年のまちづくりにおいては、道路や公園などの基盤整備（ハード面）以外のソフト面も重視されつつある中で、市民生活、産業、福祉、教育や文化・芸術など幅広い分野と連携する必要性が高まっているため、庁内の横断的連携がより一層必要となっています。

そのため、庁内で総合的なまちづくりの取り組みができるよう、戸田市都市マスタープラン推進委員会を活かしながら、都市マスタープラン実現のための事業調整や進行管理を推進していきます。

② 関係機関との連携

国、県、隣接市や警察、さらに民間事業者などに対して、都市マスタープランに沿って関係機関の事業が実施されるよう調整を図り、協力を要請するなど関係機関との連携を強化します。

3. 戸田市都市マスタープランの見直し等

(1) 戸田市都市マスタープランの見直し

都市マスタープランは、おおむね20年後の将来の都市づくりの目標を見据えた計画であることから、今後の社会経済状況により、本市を取り巻く環境の変化や市民のニーズ等に的確に対応するため、策定後においても定期的な見直しを行う必要があります。

そこで、必要に応じておおむね5年ごとに見直しを行うとともに、10年後の見直しにおいては、本市の総合振興計画が新たに策定されることから、総合振興計画に即した見直しを行うものとしします。

なお、定期的な見直しにあたっては、新たな評価指標として、定量的評価を設けた市民アンケート調査を実施し、その事業達成成果が確認できる事業評価を行います。

(2) 社会状況の変化への柔軟な対応

都市マスタープラン策定時点で想定されていなかった大規模な土地利用転換等の事態が発生した際には、都市づくりの目標を踏まえた上で、追加・修正等の柔軟な対応を行うものとしします。